

盛岡市データヘルス計画(第二期盛岡市国民健康保険事業実施計画及び第三期特定健康診査実施計画)中間評価において新規設定・修正した事業の概要

## 1. 糖尿病性腎症重症化予防事業

### (1) 目的

糖尿病が重症化するリスクの高い被保険者に対し、「糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引き<sup>1)</sup>」,「岩手県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等に基づき,医療機関への受診勧奨及び保健指導を実施することにより,腎不全・腎代替療法(血液透析・腹膜透析及び腎移植)への移行を防止することを目的とする。

※ 1) 厚生労働省 保険局 国民健康保険課 2019 年 3 月発行

### (2) 目標

ア 糖尿病性腎症重症化予防事業における医療機関受診勧奨対象者の受療率を令和 5 年度には 40%にする。

イ 盛岡市国民健康保険特定健康診査受診者(以下,特定健康診査受診者という。)のうち糖尿病有病者の割合を令和 5 年度までに 11%に減少させる。

ウ 特定健康診査受診者のうち血糖コントロール不良者(HbA1c が NGSP 値 8.4%以上)の割合を令和 5 年度には 0.5%までに減少させる。

エ 特定疾病療養受療証の年間新規交付件数を令和 5 年度には 40 人に減少させる。

### (3) 対象者

#### ア 受診勧奨

(ア) 特定健康診査受診者のうち,空腹時血糖 126 mg/dl,随時血糖 200 mg/dl, HbA1c(NGSP)6.5%以上のいずれかに該当し,かつ糖尿病に係る理由での医療機関の受診が認められない(未治療)あるいは糖尿病または糖尿病網膜症での最終受診日から半年を経過しても受診がない(治療中断)者

(イ) 特定健康診査未受診者のうち,糖尿病治療中断歴がある者。

#### イ 保健指導

次の基準全てを満たす者のうち,医師が保健指導を必要と認めた者。

(ア) 盛岡市糖尿病性腎症重症化予防事業受診勧奨対象者

(イ) 2型糖尿病で受療中である者

(ウ) C K D(慢性腎臓病)重症度分類 G 1 ～ G 2 に該当する者

(エ) 患者本人が保健指導への参加に同意している者

### (4) 内容

ア (3)ア項(ア)～(ウ)に該当する者に対し,医療機関への受診勧奨を文書・架電・訪問等にて行う。

イ (3)イ項に該当する者に対し,保健指導を文書・架電・訪問等にて行う。

ウ 上記保健指導及び勧奨通知等の作成にあたり,かかりつけ医・専門医・糖尿病対策

推進会議等の助言・協力を得る体制を構築する。

(5) 実施者

市民部健康保険課，保健所健康増進課，玉山総合事務所健康福祉課

(6) 実施期間

平成 30 年度～令和 5 年度

(7) 事業の実施場所

事業対象者の自宅，市民部健康保険課等

(8) 評価時期及び評価方法

糖尿病性腎症重症化予防事業における医療機関受診勧奨対象者の受療率については介入後のレセプト内容により，糖尿病有病者割合，血糖コントロール不良者の割合については特定健康診査の結果により，新規透析患者数については特定疾病療養受療証の年間新規交付件数により，目標と照らし合わせて評価を行う。また，事業の内容は，毎年度評価を行い，事業内容等を見直しする。

2. 生活習慣病発症・重症化予防事業

(1) 目的

脳卒中や慢性腎臓病といった疾患を予防するためには，早期における生活習慣改善や，治療が必要である。ハイリスクであっても特定保健指導の対象外となる非肥満者への医療機関受診勧奨及び保健指導や，ポピュレーションアプローチとしての健康教育（健康教室・健康講話）を通じて，生活習慣改善や必要な治療につなげることで，被保険者の健康増進を図る。

(2) 目標

ア 人間ドック受診者<sup>2)</sup>における受診勧奨域の介入対象者の医療機関受療率を令和 5 年度までに 45.0%にする。

イ 介入対象者全員に対し，電話又は家庭訪問による指導を実施する。

ウ 令和 5 年度までに運動教室参加者のうち，教室終了 3 か月後の運動継続率を 60%にする。

※ 2) 盛岡市国民健康保険被保険者が指定の検査機関で人間ドックを受診する際には費用の一部を助成している。本事業における人間ドック受診者とは，費用助成利用者をさす。

(3) 対象者

ア 非肥満者に対する受診勧奨及び保健指導

人間ドック受診者のうち，非肥満であり，異常値であった検査項目に係る疾患での通院がなく，以下のいずれかの基準に該当する者。なお，血糖の項目のみ保健指導判定値から抽出することとしているのは，食後高血糖の時点から脳卒中や心疾患のリスクが上昇するためである。

(ア)HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上

(イ)収縮期血圧 160 mm Hg 以上または拡張期血圧 100 mm Hg 以上

(ウ)中性脂肪 500 mg/dl 以上

(エ)LDL コレステロール 180 mg/dl 以上

イ. 健康教室

盛岡市国民健康保険被保険者

ウ. 健康講話

盛岡市民

(4)内容

ア 非肥満者に対する受診勧奨及び保健指導

人間ドック受診結果から抽出した対象者に対し、架電や訪問により医療機関受診勧奨や、保健指導を行う。

イ 健康教室・ウ 健康講話

生活習慣病や、疾病予防に資する生活習慣についての知識の普及啓発を行う。

(5)実施者

健康保険課が主体となり、健康増進課、健康福祉課と連携して実施する。

(6)実施期間

令和3年度～令和5年度

(7)事業の実施場所

ア 非肥満者に対する受診勧奨及び保健指導

市民部健康保険課内、被保険者の自宅

イ 健康教室・ウ 健康講話

地区活動センター、公民館等

(8)事業の評価時期及び評価方法

事業の内容は、毎年度評価を行い、必要に応じて事業内容等を見直しする。最終評価時、目標値の達成状況、データの経年変化、その要因をプロセス、ストラクチャーの観点から評価し、必要時、第三期データヘルス計画において事業を修正する。